

平成 20 年 10 月 30 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市補助金等審議会  
会長 小原 博仁

平成 20 年度既存補助金等の適正化について（答申）

平成 20 年 5 月 20 日に貴職から諮問のあった平成 20 年度既存補助金等の適正化について、次のとおり答申します。

## 目次

### はじめに

1 . 補助金適正化の経緯 . . . . .	3
2 . 補助金等の現状 . . . . .	4
3 . 適正化実行プランによる補助金改革の実施状況 . . . . .	6
3 - 1 審査対象補助金	
3 - 2 判断基準	
3 - 3 評価方法	
( 1 ) 適正化実行プランの検討	
( 2 ) ヒヤリング及び実績報告書等の検討	
( 3 ) 緊急提言に対する回答と適正化実行プランの検討	
( 4 ) 評価表に基づく個別評価	
4 . 総合評価 . . . . .	11
4 - 1 全体的な評価	
4 - 2 個別的な評価	
5 . 当面する補助金等の見直しについて . . . . .	16

### おわりに

添付資料 補助金等の審査結果一覧表

## はじめに

簡素で効率的な自治体をどうつくっていくのか。多様化する市民サービスの満足度をどのように向上させていくのか。各自治体では、多くの議論がなされ、改革が進められている。

これらは今後更に進む少子高齢化社会、地方分権の進展による社会環境の急激な変化等に対応しているが、その多くは財政危機を背景としている。

流山市においても、景気の低迷による市民税等への影響、地方交付金の大幅な減額、社会構造の変化や所得格差による民生費の増加等、財政のあり方が各方面で議論されている。財政を取り巻く様々な課題は、福祉・子育て・教育・生活基盤の整備等の、市民生活全般にも大きく影響してくるものと思われる。

地方財政が大きく取り上げられるこのような状況の中で、「補助金」についても、時代のニーズに合うような改革の必要性が叫ばれ、検討が進められてきた。

流山市補助金等審議会（以下、「審議会」という）は、平成 16 年 8 月に発足し、今年 1 月に第二期の審議会が発足した。そして「平成 20 年度新規補助金」の諮問を受け、答申を行い、更に今回第二回目の「平成 20 年度既存補助金」についての諮問を受けることとなった。

今回の諮問は、平成 20 年度の補助金予算に対する審議会の許認可を求めるものではなく、平成 18 年度から 3 カ年を試行期間として実施してきた「補助金等適正化実行プラン」に基づく、補助金の適正化の状況に関して審議会の意見を求められたものである。

審査に当たっては、諮問のあった 127 件のうち、平成 20 年度新規分と国県補助金のあるものを除いた 95 件につき、別途作成した補助金審査の審査基準に基づき審査を行った。

当審議会は、補助金が行政全般にわたって、市民サービスの向上を図る上で重要な役割を果たしていること、同時に補助金交付団体の財政的自立によって補助金を削減していくという、両者の視点を柱に据え、議論してきた。

そして更に議論の過程では、市民の目線に立った観点を忘れないことを心がけてきた。

本答申を補助金の適正化に役立て、「住みよい流山」を目指して、効率的な市政の運営に資することができるよう切望してやまない。

### 1．補助金適正化の経緯

厳しい財政環境の下で、健全な財政運営を成すために、平成 16 年 4 月に流山市行財政改革審議会より行財政改革の一環として「補助金のあり方について」の答申がなされ、補助金審議会の設置と新しい補助金制度の確立が提案された。

これに基づき同年 8 月に補助金等審議会が設置され、17 回に及び審議会を開催して、平成 17 年 5 月に「流山市補助金制度の見直しについて」の答申を行った。答申書の要旨は以下のとおりである。

- (1) 全ての補助金は公募制とする。
- (2) 補助対象経費は、事業に対する経費の 2 分の 1 以下とし、運営に対する経費ではない。
- (3) 交付期間にサンセット方式の設定（単年度交付を原則とし、最長 3 年で打ち切る。）
- (4) 情報公開（補助団体の情報公開と報告会、説明責任）
- (5) 審査・評価基準の作成

またこれに併せて、平成 17 年度補助金につき 94 項目について大幅な見直しを行い、廃止、減額等の緊急提言を行った。

流山市では、この答申を受けて、補助金制度の見直しを行い、「流山市補助金等適正化システム」を構築した。この適正化システム並びに平成 17 年度決定予算は、補助金等審議会の答申を完全に実施したものでなく隔たりがあるが、相違点は比較一覧表において明記されている。

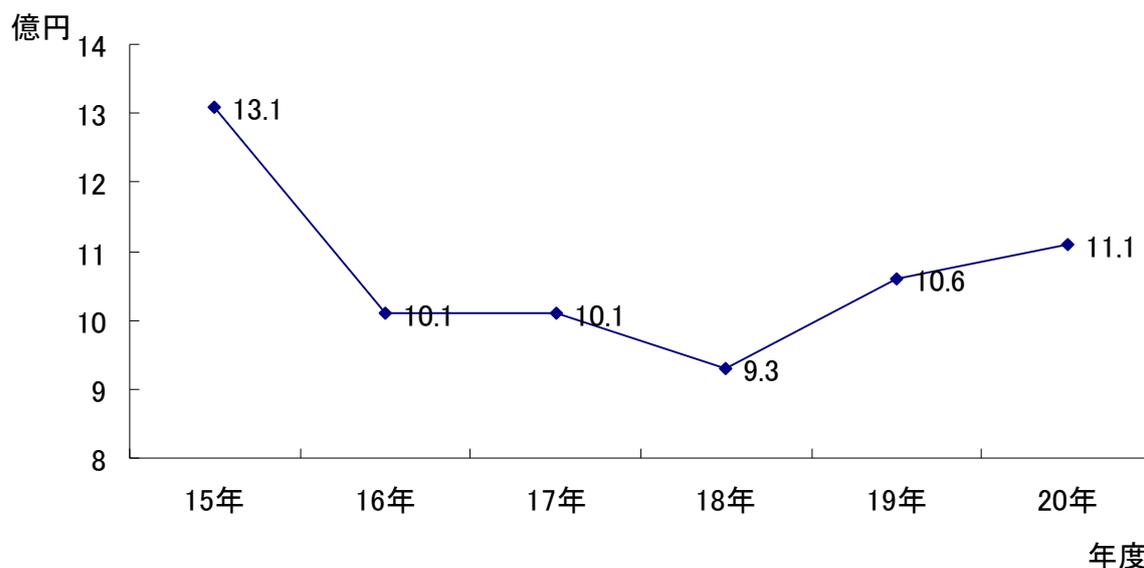
流山市では、この「流山市補助金等適正化実行プラン」を作成し、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間で試行期間として実施した。

平成 21 年度の補助金関係の予算は、この 3 年間の適正化プランの実施状況を踏まえて審議される。

## 2. 補助金等の現状

### (1) 補助金件数、総額の推移

年度	件数	補助金総額	一般会計予算	予算に占める割合
平成 15 年	152	13.1 億円	398.5 億円	3.4%
平成 16 年	143	10.1 億円	397.0 億円	2.5%
平成 17 年	115	10.1 億円	344.3 億円	2.9%
平成 18 年	105	9.3 億円	347.5 億円	2.7%
平成 19 年	117	10.6 億円	353.9 億円	3.0%
平成 20 年	122	11.1 億円	388.5 億円	2.9%



平成 15 年度に約 13 億円あった補助金総額は平成 16 年度に見直され、10 億円に削減された。その後、平成 20 年度まで横ばいないし微増となっている。

## (2) 市単独、国・県補助金内訳

平成 20 年度

項目	件数	補助金額	割合
市単独補助金	98	543,935	48.8%
国・県補助金	24	570,927	51.2%
合計	122	1,114,862	100.0%

市独自の補助金と国・県の補助金が付随している補助金の割合は約半分づつである。

## (3) 所管別内訳（課別金額上位 10 課）

平成 20 年度

	担当課	補助金額	件数	割合
1	子ども家庭課	291,625	5	26.1%
2	保育課	260,786	5	23.4%
3	障害者支援課	129,126	30	11.6%
4	リサイクル推進課	104,293	2	9.4%
5	社会福祉課	65,226	2	5.8%
6	商工課	54,296	18	4.9%
7	安心安全課	48,730	3	4.4%
8	環境政策課	31,645	5	2.9%
9	高齢者生きがい推進課	28,293	7	2.5%

10	コミュニティ課	26,018	5	2.3%
	10課合計	1,040,038	76	93.3%
	補助金合計	1,114,862	122	100.0%

補助金を金額の大きい順に課別で分類してみると、分野別の分布がわかる。子育て、障害者・社会福祉、ゴミ対策、商工（商店、中小企業）、安心安全と続く。

#### (4) 交付期間別（国・県補助除く市単独分）

平成 20 年度

期間	件数	割合
5年未満	21	21.4%
6年～10年	8	8.2%
11年～20年	25	25.5%
21年～30年	28	28.6%
31年以上	21	16.3%
計	98	100.0%

期間別では、平成 20 年度の 98 件のうち、「5年未満」が 21 件であるが、10年以上続いているものは 78 件で 8 割近い。

各表の対象は、一般会計におけるものである。

### 3. 適正化実行プランによる補助金改革の実施状況

本答申の諮問内容は、市は平成 18 年度から「補助金等適正化実行プラン」を策定して適正化を図っており、平成 20 年度は 3 年目の最終年度になることから、平成 20 年度既存分補助金についての意見を求めるものである。

従って、審査の対象とすべき補助金の範囲、審査をするための判断基準、審査評価の方法について、以下のような整理に基づいて行った。

#### 3 - 1 審査対象補助金

流山市が支出する平成 20 年度補助金のうち、平成 20 年度新規分及び国・県の補助金を伴うものについては、対象外とし、その他の流山市単独で支出している補助金を見直し対象とした。

(参考)

	件数	補助金額(割合)
対象補助金(市単独補助)	95	543,935(49%)
国・県補助	27	570,927(51%)
計	122	1,114,862(100%)

### 3 - 2 判断基準

既存補助金の審査の判断に当たっては、次の5つの審査項目に基づき、それぞれの判断基準に照らして行った。

さらに、最終判断の総合評価については、各基準を総合的に勘案して、公平・公正を期して行った。

#### (1) 公益性

市の政策目的に合致している。市民の福祉の向上に役立っている。

- <判断基準>・市の政策目的に沿い、公共性があるか。  
・市民の福祉の向上に役立ち、公益性があるか。

#### (2) 公平性

事業の効果が広い範囲に及ぶものであって、特定の団体・個人に特権的恩恵を与えるものでない。

- <判断基準>・公平に市民に利益をもたらすものか。  
・長期にわたり交付し、補助事業がマンネリ化、既得権化していないか。  
・同種・類似の事業に対し、補助金の交付に公平感はあるか。

#### (3) 必要性

補助対策事業の活動内容が、市民ニーズに沿っている。

- <判断基準>・市民が望んでいる事業か。  
・継続事業に対しては、時代のニーズの変化に対応しているか。  
・自助努力でやれる事業ではないか。

#### (4) 効果

事業活動に効果があり、補助金の意義が認められる。

- <判断基準>・補助事業の目的に照らし、その効果が十分に現れているか。  
・無駄使いが無く、費用対効果が適切であるか。

#### (5) 適切性

事業活動が計画に基づいて行われ、会計処理等が適切に行われている。

- <判断基準>・事業活動の実績報告が適切に行われているか。  
・会計処理が適切に行われているか。  
・補助目的から外れていないか。  
・補助金のみ依存することなく、団体に自立性が図られているか。

### 3 - 3 評価方法

適正化実行プランの改革状況については、平成18年度に実行プランが策定され、平成20年度が3年目であることから、その3年間で踏まえつつ、3年目の平成20年度の実施状況がどうなっているかの方法による検討を行った。

従って、以下の4つの観点から実施状況の把握を行った。総合的な評価及び個々の補助金については、「総合評価」各項目において行った。

#### (1) 適正化実行プランの検討

適正化実行プランの記載事項

- (1)補助金等の趣旨、目的 (2)内容効果 (3)対象事業の施策的な位置付け (4)算出基準 (5)国・県補助金の有無、割合等 (6)補助金の推移 (7)交付団体の決算の状況 (8)本補助金の改革すべき点 (9)平成20年度予算要求に当たっての担当課の見解 (10)年度別「平成18、19、20年度」実行プラン、実績。

改革進捗状況の区分け

ア．実行プラン全体の記載状況を精査確認して、およそ以下4つのグループに区分け評価できた。特に(8)本補助金の改革すべき点、(9)平成20年度予算要求に当たっての担当課の見解及び(10)3年間の年度別実行プランと実績を中心に区分けをした。

A．要綱等の改正のあるもの

B．改革すべき点が具体的に検討されているもの

C．検討したが、具体的改革は出来なかったもの(近年改革したばかりのもの、当面状況をみているもの等を含む。)

- D. 改革すべき点が不明のもの及び白紙のもの（新規等の白紙を含む。）
- イ. 以上から A は数少ないが、要綱の改正、補助率の変更、補助額の削減等が行われた。
- ウ. B の、具体的改革が検討されているものは、約 3 分の 1 であった。
- エ. C の、検討したが具体的ではなかったものは、約 3 分の 1 であった。
- オ. D の、改革点が不明のもの又は白紙状態のものは、約 3 分の 1 ほどであった。

#### 「(8)改革すべき点」の内容

- ア. 要綱等の改正を含む、何らかの改革すべき点が具体的に検討されているものは、およそ 3 割であったが、平成 17 年度に改革しているとしたものが多数あった。
- イ. 子ども、障害福祉、福祉、保育、コミュニティなど金額が大きく、時代的要請があるところは、必要性和改革の議論が行われ、掘り下げて取り組んでいることが伺われる。
- ウ. 「改革は困難」あるいは単に「継続は必要」としているところも多数見受けられた。

#### 「(9)担当課の見解」の内容

- ア. 総じて「(8)改革すべき点」の記載より、「(9)担当課の見解」の方がより詳しく記載されている。
- イ. 特に補助金の必要性について強調されているものが多数を占める。「どうしても必要だ」という説得性の高いものは少数にとどまるが、補助金の持つ必要性を訴えており、理解できる。
- ウ. 時代背景にある「地球環境」「地球温暖化」「CO<sub>2</sub>削減」などの関連では、単に冠をかぶせて理由説明しているものがあり、説得力が薄い。
- エ. 「(8)改革すべき点」で掘り下げて検討している所管課は「(9)担当課の見解」においても、掘り下げた見解を述べているところが目立つ。

## (2) ヒヤリング及び実績報告書等の検討

### ヒヤリング

- ア. 補助金の審査を的確に行うために、審議会においてヒヤリングを行うこととし、対象補助金を抽出した。その結果 49 件の対象補助金とその所管課 16 課が決まった。
- イ. 1 日 8 課 2 日間にわたって計 16 課について、ヒヤリングを実施した。

- ウ．担当課から補助金の概要、ポイントについて説明を受け、委員から、質問・意見が出されて行われた。
- エ．補助金の趣旨、対象事業の実態、算出基準、交付団体の予算、交付団体の報酬、改善点など、公平性の課題、市民のニーズ、補助金の効果、自助努力の必要性等の観点から意見が交わされた。
- オ．一部の補助金については厳しい指摘も行われた。不明な点については、追加資料の請求を行った。

#### 実績報告書等

- ア．ヒヤリング対象補助金については、実績報告書、要綱規則、決算報告書、予算計画書等の資料が提出された。
- イ．添付書類等については、資料が膨大であるため複数団体のうちの一部、決算書類の一部、概要の一部など、多岐にわたった。必要なものは追加資料の請求を行った。
- ウ．添付書類からだけでは全容がつかみにくく、なお精査の必要のあるものもある。時間的な問題もあり、課題があるものは次回に継続とした。

### (3) 緊急提言に対する検討結果と実行プランの状況

#### 緊急提言に対する平成 18 年度結果

- ア．平成 17 年度補助金の見直しに対する緊急提言を受けて、同年の補助金の廃止は多数にのぼったが、そのうち平成 18 年度に廃止するとしたものが 4 件あった。しかし実際に廃止されたものは 3 件である。
- イ．平成 17 年度に一旦交付を休止して、様子をながめたものが 2 件あるが、平成 18 年度は 2 件とも復活している。
- ウ．他の補助金項目への吸収を検討したものが 2 件あった。しかし、平成 18 年度は 2 件とも復活している。

#### 平成 18 年度以降の 3 年間の廃止と新規の補助金

年度	廃止された件数	新規の件数
18	3	5
19	3	15
20	8	13
計	14	33

平成 17 年度に廃止されたものは 24 件

平成 17 年度に多数廃止されたため、3 年間では新規のもの件数が上回るが、毎年度廃止が行われてきたことが確認される。

#### (4) 評価表に基づく個別評価

3 年間の最終年に当たる平成 20 年度既存分の個々の補助金の評価は、上述したとおり、実行プランの検討、ヒヤリング実績報告書等の検討、緊急提言に対する回答等を柱として評価検討を行った。

評価基準等に基づいて、各委員が評価用紙の各評価項目を検討した。課題のある補助金については、公益性、公平性、必要性、効果、適切性を複合評価して、総合評価 A (継続)、B (改善、見直し)、C (廃止) を判定した。必要に応じてコメントを加えた。

各委員から提出された全体評価表を参考のうえ、審議会において各補助金毎の検討審議を行った。

評価の様々な議論が行われた後、後述の総合評価と、一覧表の結果となった。

### 4. 総合評価

#### 4 - 1 全体的な評価

3 年間の補助金改革の施行状況について概観する。

##### (1) 全体的評価

全体的な評価は、「財政負担度」「情報公開度」「改革度」の 3 点を柱に行った。

##### 補助金総額

この 3 年間の補助金総額の推移は、過去 5 年間の推移と比較すると、微増の状況にある。また、一般会計に占める補助金割合は、3 パーセント以下の水準で推移しており、大きな変化は見られない。従って、補助金総額は、おおむね抑制の傾向にあるといえる。

##### 廃止と新規の補助金

新規の補助金は、廃止の補助金より多く採用されている。新規の補助金は、公益的施策を補完する目的を持って提起されるが、国・県の補助金が多くみられる。

廃止の補助金は平成 17 年度に大幅に廃止が行われていることから、その数は少ないが、3 年間とも見直しによる廃止が行われている。

### 審議結果の開示

補助金の外部チェックは、各担当課による実行プランの改革状況の提出、審議会によるヒヤリング、実績報告書等の提出など、審議会を通じた内容のチェックが行われており、一定の評価ができる。

しかし、今後更に団体等に対する、審議会「答申」の説明、市民に対する公表の工夫など、情報公開の拡大が必要である。

### 実行プランの実効性の向上

「実行プラン」の具体的改革の報告は、詳細なもの、簡単なもの、記載の無いものまで、多岐に渡る。

所管課によってはよく検討されているものもあるが、一方で記載のないものも多数あり、改革に無関心のものもある。改革の観点から「実行プラン」の実効性向上の検討が必要である。

## (2) 具体的な補助金問題の評価

以下の主な評価は、従来から指摘され、今後も具体的な問題点として指摘される。厳しく対応していく必要がある。

### 長期の補助金

長期の補助金は、従来から問題点として指摘されている。使途が不明になり利益保護になりがちである。依然として、20年以上続いている補助金が半数近くもあり、重要な課題であること。

### 運営費と事業費の在り方

補助金の交付は、本来事業費が対象とされるべきであるが、運営費と事業費の区別が、判然としないものが見受けられる。補助目的を明確にし、収支決算書等の確認をしつつ、事業費を柱にした補助にしていく必要があること。

### 補助団体の自立と受益者負担

補助金が交付され、継続されるようになると、補助金を前提に事業計画を立てるようになり、団体の自立を阻害する傾向がある。受益者がいる場合は、適正な負担を求める努力をし、自立を図る必要があること。

### 補助事業の効果の検証

事業内容に公益性があり、市民ニーズに合っているか、長期経過から

事業内容そのものを見直す必要はないか、など事業の適正な執行、補助金の有効利用の観点から、補助事業の効果の点検が行われるべきであること。

#### 4 - 2 個別的な評価

平成 20 年度既存補助金の個別の審査結果は以下の通りである。全対象補助金 95 件のうち、20 年度で廃止となるもの 1 件、廃止をした方がよいと考えたもの 1 件、改善見直しをした方がよいとしたもの 26 件で、これら以外は継続とした。(添付一覧表参照)

##### (1) 廃止すべき補助金

###### 62 浄化槽対策協議会

浄化槽の普及、促進等の必要性は認められるが、補助開始から長期であり、かつ少額であることから、すでにその目的を達成したものと考えられる。特定団体の補助金の長期化は、公平性等から問題があり、廃止が妥当と思われる。

##### (2) 見直しすべき補助金

###### 1 政務調査費

補助金の必要性は認められるが、補助額等については改善の余地がある。具体的内容については議会の議論に委ねる。

###### 3 職員互助会補助金

福利厚生として必要な制度であるが、市の財政状況、補助金全体の中で、交付額等については検討する余地がある。

###### 15 社会福祉協議会事業費補助金

団体の意義、必要性は十分認められるが、事業の性格上効果効率等の判断は難しいものがある。しかし、運営費と事業費のあり方、人件費の扱いなど見直しの余地はある。厳しい財政状況の下、団体の独立運営への努力が望まれる。

###### 27 身体障害者福社会補助金

身体障害者が広く社会とかかわる必要性からも意義は認められるが、補助開始から長期であることもあり、固定化、マンネリ化が指摘される。事

業収入の増加、会員の拡大等、活性化に向けた検討の余地がある。

#### 28 手をつなぐ親の会補助金

心身障害児（者）の人権を守る等の必要性は認められるが、補助開始から長期であることもあり、固定化、マンネリ化が指摘される。障害児（者）の社会参加、自立に向けた活動の拡大からも、検討の余地がある。

#### 70 勤労者互助会補助金

中小零細事業所で働く従業員、事業主に対する福利厚生等の必要性は認めるが、事業経営には自助努力という基本があり、産業振興全体の中で、見直しが必要である。特定団体への補助金の長期化は、公平性等から問題がある。

#### 87 商業振興共同施設維持管理費補助金

「現下の経済情勢に鑑み、商店会に対する緊急な措置」との20年度補正理由であるが、電気料金の値上げ等の厳しさは理解できる。しかし、自治体の補助金の在り方が、全国的に厳しく問われている現状から、全額の補助は突出しており、認められない。市民感情とかけ離れており、見直しが必要である。

#### 94 商工会議所移行支援事業補助金

産業振興と地域経済の発展を目指し、商工会の組織強化のため流山商工会議所への移行を図る必要性は認められる。しかし、そのための具体的移行計画、補助金の使用計画等が明らかとなっておらず、透明性、的確性等に問題がある。また、母体の商工会のあり方についても議論のあるところであり、その観点からも精査する必要がある。

#### 97 観光協会事業補助金

観光の開発、宣伝等を通じ、産業文化の向上を図る必要性は認められるが、観光資源の開発、若い人への応援、法人化へ向けた改革等が必要である。市民の知恵を集め、市のイメージアップへ向けた熱意を期待する。

#### 98 ふるさと産品協会事業補助金

ふるさと産品の発掘、普及宣伝等を通じ、地場産業の振興の必要性は認めるが、市全体の地場産業のあり方、観光開発等との関連、組織体制の問題などからも見直しが必要である。

#### 110 私立幼稚園園児補助金

私立幼稚園に通う園児の保護者の負担軽減を図るため、補助を行う必要性は認められる。しかし、公立と私立のあり方、一律支給に対する考え方、少子化社会における子育ての現状認識、額が大きく長期にわたることなど、検討の余地がある。

#### 114 文化協会活動事業補助金

文化芸術の普及振興を図るための必要性は認められるが、長期にわたることもあり、各種団体の自主自立という観点からも、公募制に移行し、文化芸術の向上を図ることが望ましい。

#### 121 ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会活動事業補助金

青少年の健全育成を目的にした活動の必要性は認められるが、団体の自助努力による自立性が基本であり、公募制移行による更なる活性化を図ることが望ましい。

#### 122 子ども会育成連絡協議会活動事業補助金

子どもの健全育成を図るため、子ども会の活動の必要性は認められるが、長期の補助団体であり、団体の自主自立という観点からも、公募制移行による更なる活性化を図ることが望ましい。

#### 129 体育協会活動事業費補助金

スポーツの普及振興のための必要性は認められるが、長期の補助、補助金への依存度、費用対効果等について、スポーツ振興策全体の中で見直す必要がある。特に特定団体への長期の補助は、公平性、適切性等から検討の余地がある。

#### 49 社会福祉施設整備金借入金利子補助金、

#### 80 農業近代化資金利子補給金、

#### 85 中小企業資金融資利子補給金

経営基盤の弱い中小企業経営者、農業経営者等の融資借入れ利息の一部を補助することにより、経営の安定と育成振興を図る必要性は認められる。しかし、事業経営は自助努力という基本があり、市の財政状況、産業や農業などの振興策全体の中で、見直しを行っていく必要がある。

特に、特定団体への利子補助金の長期化は、時代変化の中で公平性等の課題が指摘されており、交付期間・補助率等の検討が必要である。

- 73 農林水産業の振興に関する補助金（保全管理水田維持管理事業奨励）
- 74 農林水産業の振興に関する補助金（高生産推進事業費）
- 75 農林水産業の振興に関する補助金（青果物価格安定対策事業費）
- 77 農林水産業の振興に関する補助金（園芸用廃プラ対策協議会）
- 78 農林水産業の振興に関する補助金（農用地有効活用事業奨励金）
- 81 農林水産業の振興に関する補助金（流山市園芸団体連合会）
- 82 農林水産業の振興に関する補助金（高品質農産物生産事業費）
- 84 土地改良施設維持管理費補助金

農業は国民生活の基幹産業であるが、他産業に比べて生産性が低く、その振興のために補助を行う必要性は、十分に認められる。しかし、補助期間が長期にわたるものが多く、市民感情等との乖離が見られる。食の安全、自給率向上、地産地消など、時代が大きく変化していることから、市の財政状況、農業振興策全体の中で、抜本的な見直しが必要と思われる。

## 5.当面する補助金等の見直しについて

補助金は、行政施策を補完代行し財政支援を通じて、公益的な市民活動を応援する大切な役割を持っている。

しかし、時代の変遷とともに市民生活も変わり、行政需要も様々に変化する。当然補助金も市民ニーズに即して、本来のあり方を見直していく必要がある。

既存補助金の3年間を検証し、以下の項目について当面の課題として提起する。

なお、以下の項目は当面する課題として取り上げたが、条例の改廃、補助率の在り方等の制度的課題は、次回以降の審議に委ねた。

### （１）長期にわたる補助金の見直し

補助金は、公益上の必要性を持って交付される。しかし、長期化するに従って、当初の交付目的が希薄化する。特定団体への長期化は、全体との公平性が見失われ、環境が変わっても見直されず、既得権化につながる。そして財源が固定化されてしまい、新たな補助事業等の対応が制限される。3年の改革を経ても20年以上の長期にわたる補助金は半数近くあり重点的見直しが必要である。

### （２）補助金申請時のチェック

補助金の再申請受付時に際しては、団体等の目的、経費の使われ方、

具体的効果等について、再点検して検証する必要がある。

(3) 運営費と事業費の見直し

団体の運営は自主自立を基本とする。団体の設立時は、運営費の必要性は認められるが、例外的な場合を除いては、補助は事業費が基本となるべきである。

(4) 公募型補助金の活用

公募型補助金は、公開プレゼンテーション等を通じ、公平性が確保されるだけでなく、団体のアピールや自主自立の促進に役立つ。公募型に移動することによって、活性化が図られるものは見直す。

(5) 適正化実行プランの点検

「適正化実行プラン」は、補助金の必要性の再評価につながるだけでなく、施策を含めた改善見直しに有効である。的確な記載を行い、必要性を説明するとともに、改革の実施をも明確にすべきである。

## おわりに

市民を取り巻く社会経済状況は、食料品等の諸物価の値上がり、景気の停滞等によって、日々厳しさが増してきている。同時にこれまで以上に自治体の行財政改革も、厳しいものになっていくことが予想される。

補助金についても、このような状況を反映して、更に吟味した取り組みが求められる。そして、これらの推進には、行政担当者・市民・事業者等が協働して運営していくことが、ますます不可欠である。新しい時代へ向けて、行政と市民、そして効率的で透明性のあるあり方が問われる。

本答申は補助金既存分について、この3年間の改革の現状を審議したものである。本答申が一般市民は勿論のこと、特に補助金を受けている団体に対しては、その趣旨を十分理解してもらうことが必要である。また、この補助金審議会の答申を尊重し、事務局から関係部局を指導されることを望むとともに、市においても、補助金の有効な活用のために、一層の工夫と努力が図られるよう強く期待する。

## 流山市補助金等審議会

会長	小原	博仁
副会長	小山	敦夫
	神部	順子
	高村	宏子
	前田	弘
	増田	寛昭
	渡辺	仁二